

# 佐賀市立成章中学校 いじめ防止対策基本方針

令和8年4月改訂

## 1 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方に立って、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、「佐賀市立成章中学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

○「いじめ」とは…本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

## 3 学校及び教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。また、いじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速に対処して解決をはかり、再発防止に努める。

## 4 組織体制

(1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」は、本校運営委員会と兼ね、メンバーを校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、学年主任、生徒指導主事に加え、状況に応じて養護教諭、該当学年の生活指導担当・学級担任、部活動顧問等の関係教職員を委員とする場合もある。  
なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員1名、スクールカウンセラー1名、\*SSC代表1名）を加えた「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、その対応にあたる。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的ないじめ防止対策に係る指導計画の作成・実行・評価
- ・情報の収集と記録、共有、対応策定
- ・生活アンケート、Web-QU アンケートの定期的な実施と対応

\*SSC (成章サポーターズクラブ) …成章中に在籍する生徒の成長を支援する保護者組織

## 5 未然防止

- (1) すべての教育活動を通して、聴く・聴きあう心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権・同和教育、学年・学級経営、生徒会活動等の推進において、広く他を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や生徒会活動、行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支えあう学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけることのないように、指導・支援のあり方に細心の注意を払う。
- (6) 「生徒指導部会」や「生徒指導協議会」、また、「教育相談部会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報共有を図り、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。

## 6 早期発見

- (1) 「いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る」と認識し、軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識を持ってあたるなど、いじめを積極的かつ早期に発見するよう努める。
- (2) 生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (3) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。
- (4) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。

## 7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・相談・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒にも教育的配慮のもとで毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡を行い、事案によっては佐賀市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。

## 8 教育相談・生活指導体制

- (1) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラーやスクールサポーターおよび別室対応支援員、サポート相談員、生活支援員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4) 次の年間計画にもとづく取り組みを進めるとともに、日々生徒の変化を見逃さないように努める。

月	実施事項
4	職員会議（生徒情報の整理と共通理解、相談室の利用の案内など） いじめ防止対策基本方針の確認
5	生活アンケートの作成と実施、対応 第1回目 Web-QU アンケートの実施と分析・対応
6	生活アンケートの実施と対応 教育相談の実施、相談結果の整理と対応 「いじめ防止対策拡大委員会」に活動計画の説明等
7	生活アンケートの実施と対応 保護者面談の実施による情報交換
8	夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話など） いじめ対応校内研修会
9	生活アンケートの実施と対応 学校評価（中間評価）の実施と対応
10	生活アンケートの実施と対応
11	生活アンケートの実施と対応 第2回目 Web-QU アンケート等の実施と分析・対応 教育相談の実施、情報整理と対応
12	生活アンケートの実施と対応 学年 SSC での周知
1	次年度に向けての対応について校内協議 学校評価アンケートの実施と対応
2	生活アンケートの実施と対応 学校評価（最終評価）の実施 「いじめ防止対策拡大委員会」に活動報告、次年度計画の協議
3	生活アンケートの実施と対応 次年度の計画確定

## 9 重大事態への対処

- (1) 1号事案については、ただちに佐賀市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。  
2号事案については、欠席日数の状況を見ながら、早めに佐賀市教育委員会に情報共有を行い、連携して対応を進める。
- (2) 佐賀市教育委員会と協議のうえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に活用する。

## 10 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、リテラシータイムや講演会等をもち、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

※ この方針は、令和8年4月現在のものであり、今後も必要に応じて改訂する。

## いじめ

- 【ポイント】
- ★ いじめはいつでも、どこでも起こりうるものと認識する。
  - ★ いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
  - ★ 学級内人間関係の改善を図る。

- 1 全ての生徒の発達を支える発達支持的生徒指導を行い、いじめの未然防止に努める。
- 2 いじめの早期発見に努める。  
「いじめは許さない」という姿勢を示し、保護者からの連絡、本人の訴え、周りの生徒からの連絡、教師の発見、アンケート等を通して、早期発見できるようにする。  
**※ いじめの覚知（訴えがあった場合はすべて覚知！）**
- 3 いじめの覚知を、学年生徒指導、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。
- 4 いじめの全体像をつかむ。  
複数人で関係者から聞き取りを行い、客観的な事実確認を行う。
- 5 いじめ防止対策委員会を開き、いじめを認知し、対応について検討・確認する。  
**※ いじめは、絶対許さないという気持ちで対応する。**  
**いじめはすぐに解決するが、認知後90日間は解消とならない。**
- 6 関係生徒に対して個別に指導を行い、保護者への対応を行う。  
**※ 被害生徒の保護・援助を第一に**  
被害、加害の生徒双方の保護者と個別に面談し、いじめの現状、指導の経過、今後の対応について説明し、理解と協力を得る。
- 7 市教委に第1報を報告し、指導を継続していく。
- 8 必要に応じて、いじめ防止拡大委員会を開催し、助言を得る。

◆ **早期発見・早期対応に尽きる**

- ① 担任は、アンテナを高くし、学級内の人間関係（特に遊びの場面）を把握しておく。
- ② 訴える側の声に十分耳を傾ける。事実関係を正確につかむ。些細な行為でも、それをされる側にとっては“苦痛”と感知することがある点に留意する。（苦痛の訴えは覚知）